

# じちかの企業の労働110番です



一般社団法人 名北労働基準協会

労働保険部係長

特定社会保険労務士 若井 大志

「はい、こちら企業の労働110番です」  
電話の主は労働者5名の、あるシステム会社の社長のご家族からでした。  
「社長が事務所の2階

となつてしましました。  
なんとかならないでしょ  
うか?」  
というご相談でした。  
私は、労災保険が使  
えず、治療費は全額実費

加入すること  
で国の保険に  
加入できる

「労災保険の  
特別加入」と  
いう制度があ  
りますとお伝  
え致しました。

ては、健康保険の被保険者5名未満の会社の社長で、一般社員と同様の仕事をしている人は、仕事中の事故でも、例外的に健康保険が使えますが、健康保険が使えます。以上の会社では健康保険は使えず、困ったときに助けてもらえないません。



今回の相談内容のこと  
を労災保険・健康保険が  
使えない補償の空白地帯  
である「**国の保険のブラックホール**」  
とあります。

私たち一般社団法人  
名北労働基準協会 労働  
保険事務組合で「**労災保**

**險の特別加入**」が可能で

す。当協会の労働保険事

務組合は昭和四三年の設

立以来、経験豊かなス

タッフと関係行政と数多く

の建設ゼネコン会社、製

造工場、各種団体との密

接な連携関係により迅速、

確実な事務処理を行い、

現在約1400社の事業

場に労働保険事務を委託

頂いており、定評を得て

おります。

相談内容のように、労

災保険の特別加入をされ

ない状態で事故にあわれ

た不幸な事例が数多く発

生しております。労災保

険の特別加入の有無が企

業や被災者の家族の生活

を左右します。

愛知県下各労働基準協

会は、このような悲劇が

おきないように特別加入

制度の周知を図るために

「労災保険の特別加入制

度」のDVDを作成しま

した。当協会ホームページ

にて閲覧できますので

ご覧いただき、自社とあ

わせ関連会社や協力会社

の「労災保険の特別加入

制度」の加入をご検討し

てみてはいかがでしょう

それは、「**労災保険の特別加入**」制度です。この制度を利用すれば、労災保険が使えない社長、会社役員、個人会社の事業主、同居親族、一人親方(自営業者)の皆様も、国労災保険に加入でき、補償がされます。なお、「**労災保険の特別加入**」ができる条件は、50名以下の金融、保険、小売、不動産業、100名以下の卸売、サービス業、300名以下のお上記以外の業種であり、労働保険事務組合に事務委託することが必要です。

私は、労災保険が使

えず、治療費は全額実費

となつてしましました。

なんとかならないでしょ

うか?」  
というご相談で

した。

私は、労災保険が使

えず、治療費は全額実費

となつてしましました。

なんとかならないでしょ

うか?」  
というご相談で

した。